

(仮称)新苫前風力発電事業計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスが、北海道苫前郡苫前町において、現在既に供用している苫前グリーンヒルウィンドパーク（総発電出力 20,000kW、定格出力 1,000kW の風力発電設備 20 基）について、総発電出力は増加させずに、既設の風力発電設備（以下「既存設備」という。）を 2,000kW～3,200kW のものに建て替えるものである。

本事業の実施が企図される北海道苫前町は、国内におけるクリーンエネルギーの先進地を目指し、「風力発電の町」としてまちづくりを推進しており、本事業は再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺では、道内では最も多くオジロワシの衝突事故が確認されている地域であり、風力発電を核とする町づくりや再生可能エネルギーの普及と希少野生動物の保護をいかに両立させるかが本事業における大きな課題の一つである。また、本事業の事業実施想定区域の北部は、既存施設が供用されている平坦な農地（採草地）であり、南部は主として広葉樹二次林等が広がっている山地であるが、これら区域の環境影響の比較は実施されておらず、計画段階における環境配慮検討が十分とは言い難い。

これらを踏まえ、本事業計画のさらなる検討に当たっては、次の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書に記載すること。

1. 対象事業実施区域の設定について

- (1) 対象事業実施区域の設定に当たっては、既存施設のある事業実施想定区域の北部区域と、南部区域のそれぞれについて、地形の改変量、湿地や河川等の脆弱で回復が困難な自然環境、自然植生及びまとまりのある森林植生の改変面積並びにこれらによる環境影響の程度について比較を行うこと。
- (2) 海岸段丘斜面や谷地形等の工事の実施により大きな地形改変が生ずることが明らかな箇所については、対象事業実施区域から極力除外するよう検討すること。
- (3) 地形、海岸からの距離、風況等の周辺環境及び先行的に実施する希少猛禽類の生息状況調査のその時点での結果からオジロワシをはじめとする希少猛禽類の飛翔頻度が高いと予想され、風力発電設備への衝突が強く懸念される区域については、専門家等の助言を踏まえ、対象事業実施区域から除外するよう検討すること。

2. 各論

(1) 希少猛禽類に対する影響

新たな風力発電設備の配置・構造又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討及び既存設備の撤去の検討に当たっては、事業実施想定区域における過去のオジロワシの衝突事故の例、地形及び風況等の既存情報、現地調査結果並びに設定した対象事業実施区域における希少猛禽類に対する影響の予測及び評価等を行う等の専門家等の助言聴取に係る必要性を検討して必要に応じて聴取する専門家等の助言を踏まえ、希少猛禽類の風力発電設備への衝突事故が回避又は極力低減されるものとする。

現地調査に当たっては、オジロワシをはじめとする海ワシ類の渡来・渡去経路、採餌場、ねぐら及び休憩地の場所、地形や風況から上昇気流が発生しやすく、海ワシ類の飛翔頻度が高い場所並びにオジロワシの営巣地及び当該繁殖つがいの行動範囲も含めた調査を実施し、これらを踏まえ環境影響の予測及び評価を行うこと。特にオジロワシの繁殖に関する調査については、当該地域における必要性に鑑み、対象事業実施区域内及びその周辺で繁殖が確認された場合には少なくとも2営巣期の調査を実施すること。

既存施設での既往の措置や、設定した対象事業実施区域における希少猛禽類に対する影響の予測及び評価等を行う等の専門家等の助言聴取に係る必要性を検討して必要に応じて聴取する専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

対象事業実施区域を事業実施想定区域の南部区域も含めて設定する場合は、オオタカ等その他の猛禽類についても調査対象として選定し、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」の考え方も踏まえ、選定された種の生態等に応じた方法で現地調査を実施して予測及び評価を行い、設定した対象事業実施区域における希少猛禽類に対する影響の予測及び評価等を行う等の専門家等の助言聴取に係る必要性を検討して必要に応じて聴取する専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 生態系に対する影響

新たな風力発電設備の配置等の検討に当たっては、以下を実施すること。

谷地形への盛土による平坦化等の大幅な地形改変及び湿地等の脆弱な自然環境の改変を回避するよう配慮すること。

自然度の高い植生（自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区

分が「自然植生」となっている植生、現地調査の結果からこれらと同等に扱うべきと判断された植生)の改変、まとまりのある森林の分断を回避又は極力低減するよう配慮すること。

取付道路等の附帯施設の設置や、工事に必要な一時的な施設及び地形改変を含む工事全体による地形改変が最小となるよう配慮すること。

(3) 騒音及び風車の影の影響

新たな風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既存設備との累積的な影響についても考慮の上、住居地域への工事中及び供用時の騒音並びに供用時の風車の影に係る環境影響を回避又は低減するよう配慮すること。